

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社ポーラ・オルビスホールディングス	コード	4927
提出日	2026/2/25	異動(予定)日	2026/3/27
独立役員届出書の提出理由	2026年3月27日開催予定の定時株主総会において、独立役員である小宮氏、佐藤氏、中村氏が任期満了に伴い退任し、新たに社外取締役1名・社外監査役1名の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	牛尾 奈緒美	社外取締役	○													○		有	
2	山本 晶	社外取締役	○													○		有	
3	田中 加陽子	社外取締役	○													○		有	
4	谷口 博基	社外取締役	○													○		有	
5	米谷 佳夫	社外取締役	○													○	新任	有	
6	鈴木 恵美子	社外監査役	○														△	有	
7	尾西 祥平	社外監査役	○														○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	経営学・人的資源管理論を専門とし、特に女性のキャリア形成や組織における多様性の課題に取り組むなど、幅広い知識と見識を有しています。また、上場企業の社外取締役に就任しており、それらに基づいた的確な助言・提言に加え、独立した立場で他の取締役の業務執行の監督が期待でき、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定いたしました。
2	該当事項はありません。	マーケティングを専門とし、主にデジタル環境下における消費者行動の研究に従事するなど、幅広い知識と見識を有しています。また、上場企業の社外取締役としての経験を有しており、それらに基づいた的確な助言・提言に加え、独立した立場で他の取締役の業務執行の監督が期待でき、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定いたしました。
3	該当事項はありません。	新規事業創出、経営戦略、企業再生、組織・人事に関する幅広い知識と見識を有しております。また、経営コンサルティングファームの共同経営者として培った経験に基づいた的確な助言・提言に加え、独立した立場で他の取締役の業務執行の監督が期待でき、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定いたしました。
4	該当事項はありません。	大手IT企業でCDOとしてデータ戦略を主導する等、当該領域における幅広い知識と見識を有しており、それらに基づいた的確な助言・提言に加え、独立した立場で他の取締役の業務執行の監督が期待でき、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定いたしました。
5	該当事項はありません。	国内大手商社においてアジア・大洋州副本部長、代表取締役副社長執行役員CDIOを歴任、また複数企業の社外取締役として経営監督機能の高度化に貢献してきた経験を有しており、それらに基づいた的確な助言・提言に加え、独立した立場で他の取締役の業務執行の監督が期待でき、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定いたしました。
6	当社と過去に取引のあった監査法人に勤務していました。	会計の専門家として豊富な専門知識を有しており、客観的かつ専門的見地による適切な監査が期待できるためであります。また、当社と過去に取引のあった監査法人の出身者ですが、取引内容は2017年以前かつ極めて少額な取引であり、2025年3月20日付で当該監査法人を退職していることから、当該監査法人の意向に影響される立場にはありません。以上のことから、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定いたしました。
7	当社と取引のある取引先の社外取締役を務めております。	弁護士として幅広い領域の実務経験を有しており、複数の企業で社外取締役及び社外監査役を務めガバナンス高度化等に貢献してきました。当社と取引のある取引先の社外取締役を務めておりますが、当社が定める独立性判断基準に抵触する取引額ではないことを確認しております。以上のことから、一般株主と利益相反の生じる恐れのない立場から客観的かつ専門的見地による適切な監査ができると判断し、独立役員に指定いたしました。

## 4. 補足説明

当社は、次のとおり、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）並びに社外役員候補者の独立性に関する判断基準を設けております。

- (1) 当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者（※1）または過去10年間に於いて、当社グループの業務執行者であった者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者（※2）またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先（※3）またはその業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※4）を得ているコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門的な役務を提供する者
- (5) 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
- (6) 当社グループから多額の寄付（※4）を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- (7) 当社の議決権の10%以上を直接または間接的に保有する株主（当該株主が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- (8) 過去3年間に於いて上記（2）～（7）のいずれかに該当していた者
- (9) 上記（2）～（7）に該当する者（重要な地位にある者（※5））の近親者（※6）
- (10) その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

- ※1 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の職員、従業員等
- ※2 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先の（連結）売上高の2%を超える者
- ※3 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが製品またはサービスを提供する取引先であって、直近事業年度における取引額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者
- ※4 「多額の金銭その他の財産」と及び「多額の寄付」の「多額」とは、受領額が直近事業年度において1,000万円以上の場合
- ※5 「重要な地位にある者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及びその他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者
- ※6 「近親者」とは、配偶者、2親等以内の親族及び同居する親族

尚、当社は、社外役員の独立性について、任期または在任期間のみに基づく判断は行わず、実質的に独立性が確保されているかを重視します。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。